

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、児童扶養手当事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当事務
②事務の概要	<p>次のいずれかの状態にある児童を監護又は養育しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童 ・父又は母が死亡又は生死不明である児童 ・父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童 ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 <p>窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉総合システム(児童扶養手当システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
・保健福祉総合システム(児童扶養手当システム)DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号</p> <p>【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第81項</p> <p>【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第17項、第20項、第42項、第90項、第125項、第141項、第155項、第161項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市子ども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市子ども未来部こども家庭課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からのマイナンバー取得、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、複数人での確認を行うようにしており、当該対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらのことから、当該対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目	平成26年9月30日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-① 部署	佐賀市保健福祉部福祉総務課	佐賀市子育て支援部こども家庭課	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	福祉総務課長 成富 典光	こども家庭課長 久我 小由起	事後	
平成29年4月1日	I-8 連絡先	佐賀市保健福祉部福祉総務課	佐賀市子育て支援部こども家庭課	事後	
平成30年11月30日	Ⅱしきい値判断項目	平成28年9月30日 時点	平成30年10月31日 時点	事後	
令和1年10月31日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	事後	
令和1年10月31日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日時点	事後	
令和2年10月31日	Ⅱしきい値判断項目	令和1年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和3年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	事後	
令和3年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月31日時点	令和3年11月1日時点	事後	
令和4年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年11月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月22日	I-1-②事務の内容	次のいずれかの状態にある児童を監護又は養育しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童 ・父又は母が死亡又は生死不明である児童 ・父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童 ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 	次のいずれかの状態にある児童を監護又は養育しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童 ・父又は母が死亡又は生死不明である児童 ・父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童 ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。	事前	
令和5年3月22日	I-1-②システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉総合システム(児童扶養手当システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉総合システム(児童扶養手当システム) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能 	事前	
令和5年11月1日	IIしきい値判断項目	令和4年11月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第37項	番号法第9条第1項 別表第56項	事後	
令和6年11月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第57項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・第81項 【情報提供の根拠】 ・第17項、第20項、第42項、第90項、第125項、第141項、第155項、第161項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年11月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和7年11月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・第81項 【情報提供の根拠】 ・第17項、第20項、第42項、第90項、第125項、第141項、第155項、第161項	番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第81項 【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第17項、第20項、第42項、第90項、第125項、第141項、第155項、第161項	事後	
令和7年11月1日	I-5-①部署	佐賀市子育て支援部こども家庭課	佐賀市こども未来部こども家庭課	事後	
令和7年11月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	佐賀市子育て支援部こども家庭課	佐賀市こども未来部こども家庭課	事後	
令和7年11月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和6年11月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年11月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年11月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	申請者からのマイナンバー取得、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、複数人での確認を行うようにしており、当該対策は十分であると考えられる。	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらのことから、当該対策は「十分である」と考えられる。	事後	